

企画競争実施の公示

令和8年7月8日

国土交通省北海道運輸局観光部長 山崎 貴志

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 道内地方空港を活用したインバウンドの広域分散手法構築に向けた実証事業業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」による。
- (3) 履行期限 令和9年3月26日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度の国土交通省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、地方自治体を除く。）
- (3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）

3. 手続等

(1) 担当部署

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎東館
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課 担当： 田尻、石田
TEL：011-290-2723

(2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和8年7月28日17時00分まで、(1)に同じ。
持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は下記Eメールアドレスへ送信すること。

E-mail：hkt-kokusai_kankou@gxb.mlit.go.jp

※Eメールでの提出の場合は、20MB未満の容量。

メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

また、持参又は郵送での応募の場合、企画提案書は7部提出すること。

(3) 説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集に当たっては、説明会は実施しない。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集に当たっては、ヒアリングは実施しない。

(5) 企画提案書の特定 令和8年8月3日(予定)

4. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には契約を解除することがある。
- (4) その他の詳細は説明書による。

道内地方空港を活用したインバウンドの広域分散手法構築に向けた実証事業業務説明書

1 業務概要

- (1) 業務内容 別紙仕様書による
- (2) 履行期限 令和9年3月26日

2 企画提案書作成

- (1) 提出書面：日本産業規格A4縦版、横書き及び左綴じを基本とする。
- (2) 企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。
- (3) 提出期限までに担当部署に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。
- (5) 企画提案書は、具体的かつ簡素に示し、「5(1) 審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 事業全体のスケジュール
 - ② 本事業の実施体制（人員・経験等）
 - ③ 概算見積内訳（各種経費のうち、国外において支出が発生する場合については当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること）
 - ④ 企業概要書（直近の事業報告書及び定款を添付。ただし、それぞれ1部で可です。）
 - ⑤ 令和10年3月31日まで有効の国土交通省資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
 - ⑥ その他参考資料

3 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」の提出

別紙様式①「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」もしくは別紙様式②「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）」を記載のうえ提出すること。

4 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和8年7月28日17時00分必着
- (2) 提出場所
〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎東館
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課 担当：田尻、石田
TEL：011-290-2723
E-mail：hkt-kokusai_kankou@gxb.mlit.go.jp
- (3) 提出方法
(2)への持参、郵送（書留郵便に限る。）又は上記Eメールアドレスへの送信
Eメールの場合：国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課宛へ1通（20MB未満の容量）
メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。
持参及び郵送の場合：国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課宛へ7部

5 企画提案書の審査

(1) 審査項目と審査基準

- ① 業務内容の理解度：業務目的、業務内容について十分理解しているか。
提案している内容が、仕様書に記載された業務内容を網羅しているか。
- ② 提案内容の具体性：事業の構成が具体的なものとなっているか。
積算された見積金額が妥当なものとなっているか。
- ③ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案となっているか。
より一層の効果が期待できる提案となっているか。
- ④ 業務実施の確実性：業務を安定的に遂行するために適した業務体制（人員等）、
スケジュールとなっているか。

⑤ ワーク・ライフ・バランスを推進する企業関係

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、次の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人含む）であるか

- 1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の規定に基づく認定
- 2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定に基づく認定
- 3) 次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定に基づく認定
- 4) 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- 5) 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定
- 6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

(2) 審査方法

- ① 北海道運輸局内に設置する企画競争委員会の審査委員が企画提案書ごとに5(1)①から④の各審査項目について1点から10点までの点数を記入することにより評価を行い、一審査員の合計点数は40点満点とする。
- ② ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、別表「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する配点表」による加点を行う。
- ③ 各審査委員による採点の合計点の平均点が25点以上で、かつ、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する配点表」による加点後の総合計点が最も高い企画提案書を提出した者を契約の相手方として最適な者と特定する。
- ④ 総合計点が最も高い企画提案書を提出した者が複数ある場合には、委員長の決するところによる。

6 企画提案書に係る質問

(1) 受付窓口

4(2)と同じ

(2) 質問受付期間及び方法

令和8年7月8日から令和8年7月17日まで間の平日、9時00分から17時00分まで書面持参、上記メールアドレスへEメール(20MB以内容量)すること。

(3) 回答日時及び方法

適宜、電子メール等にて回答する。

(4) 質問を受け付けない項目

- ① 他の応募者からの企画提案書の提出状況に関すること。

② 費用積算に関すること。

7 書類等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る

8 契約書の作成
要

9 支払条件及び概算予算額

(1) 支払条件

本業務完了後、北海道運輸局担当職員（検査職員）が業務完了検査を行い、合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

(2) 概算予算額

¥12,000 千円（消費税込み）

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 暴力団排除に関する誓約を承諾の上、提出すること。

(3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(5) 企画提案書が特定された場合には、当局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(7) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(8) 企画提案書を提出した者のうち、企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。

(9) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。

(10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況」について、認定の取り消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合は速やかに申し出ること。

道内地方空港を活用したインバウンドの広域分散手法構築に向けた実証事業業務仕様書

1 業務件名

道内地方空港を活用したインバウンドの広域分散手法構築に向けた実証事業業務

2 業務目的

近年、北海道内の地方空港では、訪日旅行需要を想定した国際線の新規就航が進んでいる。しかし、訪日外国人旅行者の多くは利便性が高い新千歳空港を利用し道央圏に集中する傾向にあることから、地方空港の利用者数は伸び悩んでいる状況にある。

その要因の一つとして、地方空港を起点とした訪日旅行が空港周辺地域で完結し、近隣地域を含めた広域的な周遊につながっていないことが挙げられ、その背景には、他地域への移動手段や周遊ルートに関する情報提供が十分でないことに加え、旅行者の移動実態やニーズを踏まえた情報発信が不足していることがある。特に、地方空港を起点とした広域観光を支える移動手段として、既存の広域バス路線等を活用した周遊情報の提供が十分とは言えない状況にある。

こうした課題に対応し、インバウンド需要の広域分散を促進するためには、観光関係者と交通関係者が連携し、広域的な視点に立った情報発信を行うことが重要である。そのため、地方空港を起点として既存の公共交通ネットワークを活用した広域周遊を促進する仕組みづくりが求められている。

そこで本業務では、訪日外国人旅行者の移動実態等に関する既存データを活用して旅行者ニーズを把握するとともに、旭川空港及び帯広空港を活用した広域周遊ルートの検討・情報発信を行う。これにより、道内の地方空港を起点とした広域周遊を促進するための効果的な手法及び関係者間の連携体制のあり方について検証することを目的とする。

3 業務内容

(1) 来訪者の現況及びニーズ等調査

地方空港（旭川、帯広）及びその周辺観光地等を訪れる訪日外国人旅行者の現況やニーズを把握するため、交通・観光分野における既存データ及びビッグデータの収集・整理を行う。

また、来訪者へのアンケート調査等を実施し、公共交通ネットワークにおける課題を把握する。

1) 交通・観光分野における既存データ及びビッグデータ等の収集・整理

- ・広域バス路線及び地域内バス路線を対象に、交通事業者が保有する運行情報や利用実績（乗降客数、区間別・時間帯別利用、季節変動等）を収集・整理すること。
- ・自治体やDMO及び観光関係者が保有する観光関連データ（観光施設の立地、観光入込客数等）を収集・整理すること。
- ・訪日外国人旅行者を含む来訪者の広域的な移動実態や周遊行動を把握するため、位置情報データや人流データ等のモビリティデータ（ビッグデータを含む）を収集・整理すること。
- ・地方空港（旭川、帯広）及び周辺観光地等を訪れている訪日外国人旅行者を対象にアンケート調査を実施し、移動実態やニーズ等を把握すること。

2) 現状の公共交通ネットワークの課題把握

- 1) で収集・整理したデータ及び来訪者ニーズと、実際に提供されている公共交通ネットワークを比較・分析し、課題や潜在的な活用可能性を整理・検討する。

(留意事項)

(案)

データ収集等において個人情報を取得する場合は、利用目的及び利用範囲を明示し、その情報の取り扱いには十分に留意すること。

(2) 観光・交通関係者が広域に連携した体制の検討・整備

既存の DM0 等のマネジメントエリアを越えた観光の足の確保体制について検討・整備のため、モビリティデータと観光データの複合的な利活用に関するワークショップを開催する。これにより、観光関係者と交通関係者による連携モデルの構築を図る。

- ・旭川空港と帯広空港に関係する自治体、DM0、交通事業者、観光・宿泊施設等を取りまとめ、ワークショップを複数回開催すること。
- ・ワークショップは、観光関係者と交通関係者の連携モデルの構築を目的とし、データを活用した商品造成や一体的な情報発信のあり方などについて実践的な検討の場として企画・提案すること。
- ・(1) で整理したデータの共有や課題の検討も行うこと。
- ・ワークショップの開催に係る会場の確保、講師への旅費・諸謝金の支払い、会議資料、議事録の作成、開催結果の取りまとめなど、運営のために必要な各種業務を実施すること。

(3) 地方空港を活用した公共交通による自由旅程促進のためのモデル実証

帯広・旭川間を繋ぐ都市間バス（一部 JR 廃止代替バスとして地域の足を確保）を核として、公共交通を活用した自由度の高いモデルルートを作成し、観光・交通情報を一体的に情報発信するとともに、販売手法や利便性向上策の有効性を実証する。

- ・各種調査・検討結果等を踏まえ、広域的な観点で都市間バス等の公共交通を活用したモデルコースを作成すること。
- ・デジタルチケット化や旅行商品造成等、実際の販売を行い検証すること。
- ・実証に伴うデジタルチケット等の販売にあたっては、認知向上に向けた施策についても提案すること。

(4) 観光関係者と交通関係者の連携モデルの課題及び改善策の検討

実証結果等を踏まえ、公共交通を活用した広域周遊促進に向けた観光関係者と交通関係者の連携モデル案を作成するとともに、その有効性を整理する。

モデル案作成にあたっては、関係者の役割を明確にするとともに、その運用上の課題を整理し、継続的な実施及び他地域への展開も見据えた改善策を取りまとめること。

(5) 業務の打合せ

業務の進捗状況及び課題等を共有するため、必要に応じて打合せを実施するものとする。

4 業務運営に関する留意事項

① 業務運営について

- ・本事業を円滑かつ効率的に進めるために、受注者は監督職員と密接に連携しながら業務を遂行するものとする。
- ・事業の内容に疑義が生じた場合は、その都度監督職員と十分協議し、その指示に従うこと。
- ・監督職員は必要に応じて事業実施状況の報告を求めることができる。

② 情報共有

- ・本業務の進捗状況及び事業費執行状況について、監督職員から求めがあった場合は、速やか

(案)

に経過報告書を提出すること。

③ 業務遂行

- ・受注者は監督職員と密接に連携し、業務運営や事務処理を主体的に実施すること。
- ・必要に応じて現地調査、文献調査、アンケート・ヒアリング調査等を実施すること。
- ・アンケート及びヒアリングを実施する場合は、事前に設問を監督職員と協議の上、対応すること。
- ・作業方針や内容等に疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議の上、対処すること。

④ 再委託

- ・再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ること。
- ・受注者は再委託先事業者に対する適切な管理監督を行うこと。
- ・業務の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）は再委託することはできない。

⑤ 資料及び成果品の作成

- ・本事業で作成する資料、報告書は、PowerPoint、Word、Excel 等、北海道運輸局において二次利用可能な形式で作成すること。
- ・知的財産権等の取り扱いに留意し、必要に応じて権利者の許諾を得ること。
- ・成果品の著作権は北海道運輸局に帰属する。
- ・北海道運輸局は成果品を WEB サイトや各種広報媒体及びイベント等において利用・複製できるものとする。
- ・第三者が権利を有する動画・画像等を使用する場合は、必要な著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権利料の負担は、全て受注者の責任において行うこと。

5 履行期限

契約締結日から令和9年3月26日（金）までとする。

6 成果品等

(1) 成果品

- 報告書（A4版縦 カラー 1部 平綴じ等により製本されたもの）
- 概要書①（A3版横 カラー 1ページ 調査結果の概要説明用）
- 概要書②（A4版横 カラー 5ページ程度 調査結果のプレゼン用）

なお、報告書及び概要書に使用する用紙等はグリーン購入法に適合したものとする。

(2) 成果品の提出

国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課

報告書は令和9年3月26日（金）までに提出し、検査職員による検査を受けること。

7 監督職員

国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課主査

8 特記事項

- ・本事業を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示または漏洩しないこと。
- ・本事業により収集したデータ、作成された成果物等の著作権は国土交通省北海道運輸局に帰属するものとする。

(案)

- ・ 企画競争の結果、契約交渉順位が1位となった場合においても、会計規定等に基づく契約手続きの完了までは、北海道運輸局との契約関係は生じない。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

※下記の１～３項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業者行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式②の様式を使用すること。

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定３段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定２段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定１段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成２９年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

３．若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

年 月 日

住 所

商号又は名称（法人番号）

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表
 (「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」
 第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定3段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定2段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定1段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表

評価項目	認定等の区分 ※1		配点 (単位：%)	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナ えるぼし ※2	最大5% ※1	5
		えるぼし 3段階目 ※3		4
		えるぼし 2段階目 ※3		3
		えるぼし 1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん ※5		5
		くるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※6		4
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7		3
		トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※8		3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9		3
		トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10		3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※11		2
		行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ※4、※12		1
	若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）			

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例

によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認知

※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

令和8年7月

各 位

北海道運輸局 観光部 国際観光課

あらゆる契約からの暴力団排除の推進について

この度、国土交通省が行う公共事業等の契約において暴力団排除を徹底するため、別添「暴力団排除に関する誓約事項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を定めております。

企画提案書の提出をもって誓約及び同意したものとししますので、記載内容ご確認の上、参加願います。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

暴力団排除に関する特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき。
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 七 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第六号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 八 受注者が、第一号から第六号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第七号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。